

シルバー人材センター利用規約

第1条（利用契約）

発注者（公益社団法人三鷹市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で「シルバー人材センター利用契約（以下「利用契約」という。）」を締結するものとする。

第2条（就業条件）

- 1 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。
- 2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより会員業務配分金を支払うものとする。

第3条（マッチング）

- 1 センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

第4条（発注者及びセンターの責務）

- 1 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を十分な配慮をもって行うものとする。
- 2 センターは、関係法令等を遵守するとともに善良なる管理者の注意をもって本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）を履行するものとする。
- 3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第5条（業務の対価）

- 1 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発

注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。)を支払うものとする。

- 2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更することができるものとする。

第6条（請求及び支払いの方法）

- 1 発注者は、センターからの請求書を受理した日から30日以内に、センター業務委託料を原則としてセンターが指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。
- 3 センターは、発注者の責に帰すべき事由により支払が遅延したときは、遅延日数に応じ年14%の割合で計算した額の支払を発注者に請求することができるものとする。

第7条（権利・義務の移転の禁止）

- 1 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
- 2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第8条（守秘義務・個人情報の管理）

- 1 発注者及びセンターは、業務の履行により知り得た相手方及び業務実施会員の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 発注者及びセンターは、業務の履行により知り得た相手方又は業務実施会員若しくは第三者の個人情報について、細心の注意をもって適正に取り扱わなければならない。
- 3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。
- 4 センターが業務の履行により取得した個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生したとき、又は業務実施会員からセキュリティ上の問題が発生したと報告があったときは、速やかに発注者に報告するとともに問題解決に向けた対応策を講じるものとする。

第9条（暴力団等の排除）

- 1 発注者及びセンターは、相手方が暴力団等反社会的勢力と認められるとき、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときは、事前の合意なく利用契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約を解除された側に損害が生じ

ても契約を解除した側にこれを賠償することは要せず、契約を解除した側に損害が生じたときは、契約を解除された側はその損害を賠償するものとする。

第10条（解除）

発注者及びセンターは、協議の上、契約を解除することができるものとする。

第11条（損害賠償）

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第12条（疑義の決定等）

発注者及びセンターは、利用契約、本規約及び会員業務就業規約若しくは会員業務仕様書等の解釈に疑義が生じたとき又は利用契約、本規約及び会員業務就業規約若しくは会員業務仕様書等に定めのない事項については、双方良識をもって協議の上定めるものとする。

附則（令和7年2月28日制定）

（施行期日）

この規約は、令和7年2月28日から施行する。